

平成23年9月13日

市内中間処理業者の皆様

京都市環境政策局事業系廃棄物対策室  
産業廃棄物指導課長

「優良産廃処理業者認定制度」等に関するアンケート調査について（依頼）

日頃は本市の環境行政の推進に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、この度、下記の趣旨によるアンケート調査を行いますので、御多用中誠に恐縮  
ですが、別添の調査票に御記入いただき、9月26日（月）までに郵送、ファックス又  
はEメールにて御返送くださいますようお願い申し上げます。

※ 調査票は、本市ホームページの下記アドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000107700.html>

<趣旨>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、本年度から「優良産廃処理業者認定制度」が施行されました。この制度は、「優良基準」（裏面参照）に適合する産廃処理業者を優良業者として認定するもので、認定を受けると、①許可の有効期限を7年間に延長、②優良マークの付いた許可証の交付、③「産廃情報ネット」を通じた情報発信、といったメリットがあります。

一方、本市では、中間処理業者の皆様から、事業内容のほか、環境負荷の低減、地域社会貢献に関する取組などについて記載した計画書を提出していただき、本市ホームページにその情報を公開する「産業廃棄物自主行動計画制度」を平成18年度から実施しています。

現在、本市においては、国の「優良産廃処理業者認定制度」が施行されたことや、市の「自主行動計画制度」の策定から5年が経過していることなどを踏まえ、「自主行動計画制度」の見直しを検討しています。事業内容や3R・適正処理の取組に関する情報をより効果的に市が発信することで、皆様の一助になればと考えています。

是非、アンケート調査に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査票の返送先・お問い合わせ先】

〒606-0924

京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル7F

京都市環境政策局事業系廃棄物対策室 野竹，田苗

TEL：075（366）1394 FAX：075（221）6550

Email：[hic@city.kyoto.jp](mailto:hic@city.kyoto.jp)